特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	津市　児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
津市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
津市長

公表日
令和6年10月22日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 窓口や郵送での書類受付及びマイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号）（以下「第19条第8号省令」とする）第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務の内同表第二欄に掲げられた特定個人番号利用事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた利用特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表　81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号）　第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号省令第2条の表 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの」となっているもの（42の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの」となっているもの（125の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの」となっているもの（141の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの」となっているもの（161の項） 〇第19条第8号省令 ・第44条、第127条、第143条、第163条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号省令第2条の表 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」となっているもの（106の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」となっているもの（107の項） 〇第19条第8号省令 ・第108条 ・第109条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	津市　総務部総務課　文書・公開担当 〒514-8611　三重県津市西丸之内23－1　電話　059－229－3276

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	津市　健康福祉部こども政策課　給付支援担当 〒514-8611　三重県津市西丸之内23－1　電話　059－229－3155

9. 規則第9条第2項の適用　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録を行う際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システムのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	Ⅰ－５－②所属長	こども支援課長　戸上　喜之	こども支援課長　豊濱　博幸	事後	
平成28年6月1日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年6月1日	Ⅱ－２　取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ－５－②　所属長	こども支援課長　豊濱　博幸	こども支援課長	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－２　取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－２　取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年2月26日	Ⅰ－４－②　法令上の根拠	なし	・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（106の項）を追加	事後	
令和3年2月26日	Ⅰ－１－②　事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和3年2月26日	Ⅰ－４－②　法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（26の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（30の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（87の項）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（26の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（30の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（87の項）	事後	
	Ⅰ－４－②　法令上の根拠	（情報照会の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	（情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－２　取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	Ⅰ－1－②　事務の概要	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当又は特例給付の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当又は特例給付の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	児童手当法に基づく児童手当の支給に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当又は特例給付の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当又は特例給付の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・一般受給資格者の前年所得状況の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童手当の支給に関する処分における、受給資格者に関する関係先への資料提供等の要求 ・父母指定者の届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 窓口や郵送での書類受付及びマイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能での受領を含む。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和5年2月1日	Ⅰ－1－③　システムの名称	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	児童手当システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、マイナポータルぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）	事後	
令和5年2月1日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠	（情報照会の根拠） 〇別表第二省令 ・第40条	（情報照会の根拠） 〇別表第二省令 ・第40条 ・第40条の二	事後	
令和5年2月1日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年2月1日	Ⅱ－2　取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和6年5月24日	Ⅰ－5－①部署	健康福祉部こども支援課	健康福祉部こども政策課	事後	
令和6年5月24日	Ⅰ－5－②所属長	こども支援課長	こども政策課長	事後	
令和6年5月24日	Ⅰ－8　連絡先	津市　健康福祉部こども支援課　こども支援担当　〒514-8611　三重県津市西丸之内23-1 電話　059－229－3155	津市　健康福祉部こども政策課　給付支援担当 〒514-8611　三重県津市西丸之内23-1　電話 059－229－3155	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ－1　対象人数　いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ－2　取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年10月22日	Ⅰ－1－②事務の概要	（略） ・児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当又は特例給付の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当又は特例給付の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 （略）	（略） ・児童手当の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の児童手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 （略）	事前	
令和6年10月22日	Ⅰ－1－②事務の概要	（略） なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	（略） なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号）（以下「第19条第8号省令」とする）第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務の内同表第二欄に掲げられた特定個人番号利用事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた利用特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事前	
令和6年10月22日	Ⅰ－3　個人番号の利用	1．番号法第9条第1項及び別表第一　56の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第44条	1．番号法第9条第1項及び別表　81の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号）　第44条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月22日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（26の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（30の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（87の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの」となっているもの（106の項） （続）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号省令第2条の表 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの」となっているもの（42の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの」となっているもの（125の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの」となっているもの（141の項） （続）	事前	
令和6年10月22日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第19条、第44条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの（74、75の項） 〇別表第二省令 ・第40条 ・第40条の二	・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）が「地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの」となっているもの（161の項） 〇第19条第8号省令 ・第44条、第127条、第143条、第163条 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び第19条第8号省令第2条の表 ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの」となっているもの（106の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百九条で定めるもの」となっているもの（107の項） 〇第19条第8号省令 ・第108条 ・第109条	事前	
令和6年10月22日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	
令和6年10月22日	Ⅱ－２　取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	
令和6年10月22日	Ⅳ－８　人手を介在させる作業	なし	人手を介在させる作業を追加	事前	
令和6年10月22日	Ⅳ－１１　最も優先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策を追加	事前	